

## 母子(父子)家庭とは

配偶者と死別したり、離婚して現在も婚姻をしていない人が、20歳未満の子どもを扶養している家庭をいいます。

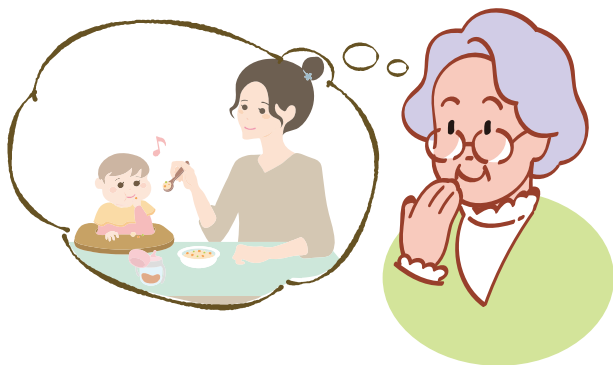
また、次のような方も含まれます。

- ◆配偶者の生死が明らかでない人
- ◆配偶者から遺棄されている人
- ◆配偶者が海外にあるため、又は、法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない人
- ◆配偶者が精神的又は身体の障害により、長期にわたって働けない人
- ◆婚姻によらないで母(父)となった人 など



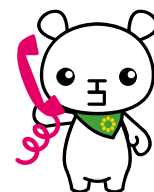
## 寡婦とは

かつて母子家庭の母であった人で、子どもが成人したのちも、なお、配偶者のいない人をいいます。このような寡婦も、母子家庭に準じて福祉の制度を利用できるものがあります。



## こまったときの相談は

- 1 子ども・家庭相談
- 2 保健福祉相談
- 3 民生委員・児童委員
- 4 母子・父子福祉センターでの相談
- 5 男女共同参画センター・ムーブでの相談
- 6 DVの相談



**あなたの近くにより相談相手となる人がいます。ひとりで悩んでいないで、どんなことでも気軽にご相談ください。**

- ★相談はいつでも無料で、電話による相談もお受けします。
- ★個人の秘密はかたく守ります。

### こんなとき

- 突然配偶者を失い、何をどうしてよいのかわからないとき。
- 離婚、別居、夫の暴力など家庭事情や身のふり方に悩んでいるとき。
- 年金や手当、母子(父子)福祉制度のことを知りたいとき。
- 子どもの養育、しつけ、教育のことで悩んでいるとき。
- 子どもをあずけて働きたいとき。
- 病気などで家事や育児ができないとき。
- 就職や転職のこと、技能を習得したいとき。
- 親子でレクリエーションに出かけたいとき。
- 同じ境遇の方と知りあい、語りあいたいとき。
- 住まいや医療費に困ったとき。
- ※母子(父子)家庭・寡婦の人は
- 暮らしむきのことや、お店の開業や継続、子どもの教育費などでお金が必要なとき。

こまったときの相談は

1 子ども・家庭相談

各区役所保健福祉課子ども・家庭相談コーナーでは専門の相談員が、母子家庭・父子家庭や寡婦のみなさんが抱えているいろいろな悩みごとの相談相手となり、問題解決のお手伝いをしています。あなたの住所地の区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)の子ども・家庭相談員にご相談ください。

2 保健福祉相談

高齢者、障害のある人などの福祉や健康に関する相談に応じています。福祉のことならどなたでもご利用できますので、何かお困りのことがあるときは、お住まいの住所地の区役所高齢者・障害者相談コーナー(47ページ)にご相談ください。

3 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員、主任児童委員は、あなたの住んでいる地域で生活、家族、健康のことなどで悩み、困っている人の相談に応じます。また、区役所や関係機関と協力しながら問題の解決に努めています。お住まいの地域の民生委員・児童委員、主任児童委員が、わからない場合はあなたの住所地の区役所保健福祉課(47ページ)におたずねください。

4 母子・父子福祉センターでの相談

母子家庭・父子家庭及び寡婦のみなさんの総合的な福祉の向上を図る拠点として活動している母子・父子福祉センターでは、相談事業として一般相談、就職相談のほか、弁護士による法律相談も行っています。(詳しくは45ページをご覧ください。)

5 男女共同参画センター・ムーブでの相談

こころと生き方や夫婦、家族関係の悩みなど気持ちの整理を相談員がお手伝いします。女性のための元気アップ相談ではキャリアコンサルタントが相談に応じます。面談は要相談です。メール相談も始めました。ムーブのホームページをご覧ください。また、男性臨床心理士による「男性のための電話相談」も行っています。

◆問い合わせ先◆

- こころと生き方の一般相談 ☎583-3331 (火～日 9:30～17:00)
- 性別による人権侵害相談 ☎583-3663 (火～日 9:30～17:00)
- 女性のための元気アップ相談 ☎591-9408 (第1・2・4金曜日 10:00～17:00)
- 男性のための電話相談 ☎280-5325 (第2・4水曜日 18:00～20:00、第1・3土曜日 10:00～12:00)

※祝日・年末年始はお休みです。

6 DVの相談

北九州市配偶者暴力相談支援センター ☎591-1126 (火、水、木、金曜日9:30～20:00、土・日曜日 9:30～17:00)

手当・年金などのこと

- 1 児童扶養手当
- 2 児童手当
- 3 特別児童扶養手当
- 4 障害児福祉手当
- 5 災害遺児手当
- 6 国民年金 (遺族基礎年金)
- 7 厚生年金 (遺族厚生年金)
- 8 助産施設



## 手当・年金などのこと

### 1 児童扶養手当

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、その家庭の生活の安定を図ることにより、児童の福祉の増進を目的としたものです。

18歳に達する日以後の最初の3月31日(中程度以上の障害を有する場合は20歳未満)までの児童がいる父子家庭又は母子家庭に支給されますが、所得制限があります。

また、この手当は年1回(毎年8月)引き続き受給資格があるかどうかの届け出(現況届)が必要です。

#### 対象

##### (支給要件)

- ①父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が障害の状態(年金の障害等級の1級程度)にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

#### 手当額 (令和5年4月現在)

支給対象児童1人のとき…

全部支給(月額) **44,140** 円

一部支給(月額) **44,130～10,410** 円

※所得額に応じて全部支給と一部支給があります。

支給対象児童2人のとき

全部支給(月額)…………… **10,420**円加算

一部支給(月額)…………… **10,410～5,210**円加算

支給対象児童3人目以降一人につき

全部支給(月額)…………… **6,250**円加算

一部支給(月額)…………… **6,240～3,130**円加算

#### 支給制限

次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

- ①父又は母が事実上の婚姻関係(内縁関係など)にあるとき。
- ②手当を受けようとする者(父・母・養育者)が日本国内に住所を有しないとき。
- ③児童が日本国内に住所を有しないとき。
- ④児童が里親に委託されたり、児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く。)や少年院等に入所しているとき。
- ⑤平成15年4月1日時点において、手当の支給要件(上記)に該当してから既に5年が経過しているとき。(母子に限る)

#### 所得制限

手当を受けようとする人、その配偶者又は同居の扶養義務者の前年所得が次表の額以上であるときは手当は支給されません。

扶養親族の数	本 人		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
以降1人につき	380,000円加算	380,000円加算	380,000円加算

(令和5年4月現在)

### 2 児童手当

児童手当は、次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で支援することを目的としたものです。

日本国内に住所を有し、15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に支給されます。所得制限があります。

また、この手当は年1回(毎年6月)監護の状況等に変更がないかどうかの届け出(現況届)が必要です。(公簿等で必要事項が確認できる場合は不要)

#### 対象

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

#### 手当額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

- ※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。
- ※児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合は、児童手当等は支給されません。

#### 支給月・所得制限等

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

- ①原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します(留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります)。
- ②父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
- ③父母が海外に住んでいる場合は、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給します。
- ④児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
- ⑤児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

扶養親族等及び児童の数	所得制限限度額	収入額(目安)	所得上限限度額	収入額(目安)
0人	622万円	833.3万円	858万円	1071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1200万円
4人	774万円	1002万円	1010万円	1238万円
5人	812万円	1040万円	1048万円	1276万円

#### ◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所の  
区役所子ども・家庭相談コーナー(47ページ)へ

## 手当・年金などのこと

### ③ 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、心身に中程度以上の障害のある子ども(20歳未満)の扶養のために、父母または、養育者に支給されるもので、児童扶養手当と重複して受給できます。また、この手当は年1回(毎年8月)引き続き受給資格があるかどうかの届け出(所得状況届)が必要です。

**手当額** (令和5年4月現在)

重度の障害のある子ども(1級)…… 一人につき月額 **53,700円**  
 中度の障害のある子ども(2級)…… 一人につき月額 **35,760円**

#### 支給制限

- ①本人、配偶者、又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上のとき
- ②障害のある子どもが施設に入所しているとき
- ③障害のある子どもが障害を事由とする年金を受給しているとき

#### 所得制限

扶養親族	本人	配偶者及び扶養義務者
	所得額	所得額
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
以降1人につき	380,000円加算	213,000円加算

#### ◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の **区役所高齢者・障害者相談コーナー** (47ページ) へ

### ④ 障害児福祉手当

障害児福祉手当は、20歳未満の重度の障害のある子どもで次の①～③に該当する方に支給されます。

- ①重度の障害(おおむね身体障害者手帳1・2級、知的障害のある人で知能指数20以下程度又は精神障害のある人で日常生活において常時の介護を必要とする程度)を1つ以上有する方
  - ②障害(おおむね身体障害者手帳3級、知的障害のある人で知能指数35以下程度又は精神障害のある人で日常生活において常時の介護を必要とする程度)を2つ以上有する方
  - ③①②、に準ずる程度の障害を有し、日常生活において常に特別な介護を必要とする方
- また、この手当は年1回(毎年8月)引き続き受給資格があるかどうかの届け出(所得状況届)が必要です。

#### 支給制限

- ①本人、配偶者、又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上のとき
- ②施設に入所しているとき  
(※施設の種類によっては支給対象になる場合があります。)
- ③障害を事由とする年金を受給しているとき

**手当額** (令和5年4月現在)

一人につき月額 **15,220円**

#### 所得制限

扶養親族	本人	配偶者及び扶養義務者
	所得額	所得額
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
以降1人につき	380,000円加算	213,000円加算

#### ◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の **区役所高齢者・障害者相談コーナー** (47ページ) へ

### ⑤ 災害遺児手当

災害遺児の福祉の増進を図るもので、交通事故又は風水害、火災その他これらに類する災害により、死亡し又は重度の障害の状態となった父若しくは母又はこれらに準ずる者に監護又は養育されていた児童を養育する人に支給されます。所得制限は児童扶養手当と同様です。

**手当額** (令和5年4月現在)

支給対象児童1人につき……月額 **4,000円**

#### ◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の **区役所子ども・家庭相談コーナー** (47ページ) へ

### ⑥ 国民年金(遺族基礎年金)

遺族基礎年金は、原則として次の①～③のいずれかに該当する人が亡くなったときに、その人に生計を支えられていた子を持つ配偶者またはその子が受け取れる年金です。

- ※遺族年金における子とは、下記のいずれかに該当する方です。
  - ・死亡当時、18歳になった年度の3月31日までの間にあること
  - ・20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にあること

#### 支給要件

- ①国民年金に加入中の人が死亡したとき
  - ②国民年金に加入したことがある人で、日本に住所があり60歳以上65歳未満の人が死亡したとき
  - ③老齢基礎年金を受けているか、受けられる人が死亡したとき  
(保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限る。)
- ※上記①または②に該当するときは、所定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

#### ◆申請・問い合わせ先◆

あなたの住所地の **区役所国保年金課年金係** (48ページ) へ